

TPP等関連農業農村整備対策実施要綱（平成28年1月20日付け27農振第1792号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表  
(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第2 対策の内容</p> <p>対策の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1 農地の更なる大区画化・汎用化の推進</p> <p>地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画をいう。）を策定した区域において、農地の更なる大区画化と地下かんがい施設等の一体的整備を実施する。</p> <p>2 水田の<u>汎用化</u>・<u>畑地化</u>、畑地・樹園地の高機能化等の推進</p> <p>高収益作物への転換を促すため、平場・中山間地域などにおける水田の<u>汎用化</u>・<u>畑地化</u>、畑地・樹園地の高機能化等を実施する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第2 対策の内容</p> <p>対策の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1 農地の更なる大区画化・汎用化の推進</p> <p>地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。）を策定した区域において、農地の更なる大区画化と地下かんがい施設等の一体的整備を実施する。</p> <p>2 水田の<u>畑地化</u>・<u>汎用化</u>、畑地・樹園地の高機能化等の推進</p> <p>高収益作物への転換を促すため、平場・中山間地域などにおける水田の<u>畑地化</u>・<u>汎用化</u>、畑地・樹園地の高機能化等を実施する。</p> <p>3 (略)</p>
<p>第6 委任</p> <p>この対策の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長等が別に定めるところによるものとする。</p>	<p>第6 委_任</p> <p>この対策の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長等が別に定めるところによるものとする。</p>

附 則

この通知は、令和7年12月16日から施行する。